

# 鈴鹿市清掃センター改修対策事業

## 入札説明書

平成27年6月8日

鈴鹿市

## 目 次

I 募集の趣旨 .....	1
II 事業の概要 .....	1
III 事業者募集等のスケジュール.....	6
IV 入札に関する条件.....	6
V 入札書類の審査 .....	19
VI 提案に関する条件.....	21
VII 事業実施に関する事項.....	26
VIII 特定事業契約に関する事項.....	29
【別紙1 事業スキーム図】 .....	31
【別紙2 閲覧用参考資料リスト】 .....	32
【別紙3 モニタリング実施要領等】 .....	35
【巻末第1号様式 現地見学会参加申込書】 .....	38
【巻末第2号様式 閲覧用参考資料閲覧申込書】 .....	39
【巻末第3号様式 誓約書】 .....	40

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

要項	定義
本事業	民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、鈴鹿市清掃センターの基幹的設備改良工事及び管理運営業務を実施する「鈴鹿市清掃センター改修対策事業」をいう。
本施設	鈴鹿市清掃センターを構成する、工場棟、計量棟、資源ごみ回収所、洗車場、倉庫・油庫、調整池・植栽（法面含む）・外構・駐車場、小動物焼却施設（敷地外）及びその他施設をいう。
DBO方式	本施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
構成員	入札参加者を構成する企業であり、本事業実施時における、建築・土木整備企業、プラント整備企業、運転管理企業及び維持管理企業から構成される。
SPC	落札者（選定された入札参加者）の全ての構成員が株主として出資設立する、本事業の管理運営を実施するための特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	落札者及び特別目的会社（SPC）をいう。
設計建設事業者	本施設の基幹的設備改良工事を行い、市と建設工事請負契約を締結する者をいう。設計建設事業者が複数の構成員から構成される場合は、特定建設工事共同企業体となる。
管理運営事業者	本施設の管理運営業務を行い、市と管理運営委託契約を締結する特別目的会社（SPC）をいう。
建築・土木整備企業	設計建設事業者のうち、本施設の建築・土木整備に関する設計、建設その他関連業務を行う者をいう。
プラント整備企業	設計建設事業者のうち、本施設のプラント整備に関する設計、建設その他関連業務を行う者をいう。
運転管理企業	管理運営事業者（SPC）より、本施設の運転管理業務の委託を受ける者をいう。
維持管理企業	管理運営事業者（SPC）より、本施設の維持管理業務の委託を受ける者をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業もしくは企業グループをいう。
代表企業	入札参加者の構成員のうち、入札参加者を代表し、市との交渉窓口となる企業をいう。SPCの50%超の出資者となる。本事業においては、プラント整備企業とする。
特定事業	公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

要項	定義
特定部品	本施設の竣工時の設計施工業者が権利を有する特許権等の産業財産権を利用して製作されるなど、当該設計施工業者からの調達が不可欠である部品、及び本施設独自の製品であり、当該設計施工業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高い部品をいう。
入札説明書等	入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び管理運営委託契約書（案）をいう。
基本協定	落札者決定後すぐに、市と落札者の各構成員が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の基幹的設備改良工事の実施のために、基本契約に基づき、市と設計建設事業者が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	本事業の管理運営業務の実施のために、基本契約に基づき、市と管理運営事業者（SPC）が締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する基幹的設備改良工事、管理運営業務の実施状況についての市の監視をいう。

## I 募集の趣旨

鈴鹿市（以下「市」という。）は、「鈴鹿市清掃センター改修対策事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）」（以下「PFI法」という。）に準じ、DBO方式により実施するため、平成27年4月8日に「鈴鹿市清掃センター改修対策事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。そして、実施方針に関する意見を踏まえ、PFI法に準ずる事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条の規定に準じ、本事業を「特定事業」として選定し、平成27年5月29日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に配布するものである。事業の主旨及び内容は、実施方針のとおりであり、入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

なお、本入札説明書に併せて配布する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、管理運営委託契約書（案）、その他これらに付属又は関連する資料も本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。また、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

## II 事業の概要

### 1 事業名

鈴鹿市清掃センター改修対策事業

### 2 公共施設の管理者の名称

鈴鹿市長 末松 則子

### 3 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

### 4 対象となる公共施設の名称

本事業の対象となる鈴鹿市清掃センター等（以下「本施設」という。）は、次に示す複数の施設から構成される。

- ①工場棟
- ②計量棟
- ③資源ごみ回収所
- ④洗車場
- ⑤倉庫・油庫
- ⑥調整池・植栽（法面含む）・外構・駐車場
- ⑦小動物焼却施設（敷地外）

⑧その他施設

5 事業実施場所

三重県鈴鹿市御菌町 3688 番地外

6 事業内容

(1) 事業の目的

鈴鹿市清掃センターは、平成 15 年 12 月に竣工し、供用開始から約 11 年が経過しており、経年劣化が見られる設備も存在している。しかしながら、施設全体の状況を鑑みると、計画的かつ効率的な維持管理や更新を行うことにより、大幅な延命化が見込まれる。

以上を踏まえ、市では、本施設について、ストックマネジメントの考え方を導入し、大幅な延命化を行う「鈴鹿市清掃センター改修対策事業」の実施を計画している。

本事業は、基幹的設備改良工事及び管理運営に関連する一連の業務について、民間事業者の技術的能力、経営能力等を活用し、効率的かつ効果的な運営維持管理や施設更新を図ることを目的としている。

(2) 事業方式

本事業は、PFI 法に準じ、DBO (Design (設計) - Build (建設) - Operate (管理運営)) 方式により実施する。

落札者及び落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社 (以下「SPC」という。) を事業者として、本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営に係る業務を一括して行うものとする。

(3) 事業スキーム

市は、本事業について事業者の本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営業務を一括で発注するために、事業者と本事業に係る基本契約を締結する。

また、市は基本契約に基づき、本施設の基幹的設備改良工事に関して、設計建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、市は基本契約に基づき、本施設の管理運営業務に関して、SPC と本事業に係る管理運営委託契約を締結する。本事業の事業スキームを「別紙 1 事業スキーム図」に示す。

#### (4) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計期間 : 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで 1 年間
- ・建設期間 : 平成 29 年 4 月から平成 33 年 3 月まで 4 年間
- ・管理運営期間 : 平成 29 年 4 月から平成 46 年 3 月まで 17 年間  
(※平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月は管理運営準備業務期間)

表 事業期間

	平成 28 年度	平成 29 年度 ～平成 32 年度	平成 33 年度 ～平成 45 年度
設計期間	→		
建設期間		→	
管理運営期間 ※平成 28 年度は 管理運営準備業務 期間	- - - →	→	

#### (5) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に、要求水準書に定める事業期間終了時の引渡し条件を満足する状態で、市に本施設を引き渡すものとする。

#### (6) 事業者の業務内容

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書に示す。

##### 1) 基幹的設備改良工事

- ①設計・施工業務
- ②仮設工事
- ③安全衛生管理, その他施設機能の確保
- ④試運転, 総合性能確認試験業務
- ⑤許認可申請業務
- ⑥生活環境影響調査の予測評価に必要な資料作成
- ⑦その他関係法令等の遵守

##### 2) 管理運営業務

- ①受付管理業務
- ②運転管理業務

- ③維持管理業務
- ④環境管理業務
- ⑤情報管理業務
- ⑥関連業務

## (7) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりとする。

### 1) 基幹的設備改良工事に係る対価

市は、本施設の基幹的設備改良工事に係る対価について、建設工事請負契約に基づき、設計建設事業者を支払う。

### 2) 管理運営業務に係る対価

市は、管理運営業務に係る対価について、管理運営委託契約に基づき、SPCに支払う。

なお、各対価の構成及び算定方法等は、「VI 4 事業計画の提案に関する条件」を参照すること。

### 3) 留意事項

#### ①本施設で得られる電力の取扱い

本施設において得られる電力は、市の所有とする。事業者は、市が決定した売却方法に協力するものとする。ただし、本施設の管理運営業務に用いるユーティリティー費は電力を含め、事業者の負担とする。

#### ②本施設で発生する主灰、飛灰処理物等の取扱い

本施設において発生する主灰、飛灰処理物等は、積込作業までを本事業とする。

#### ③使用料の取扱い

本施設において直接搬入ごみを搬入しようとするものから徴収する使用料は、市に帰属するものであり、事業者の収入とはならない。

#### ④特定部品の使用

本施設には、特定部品、すなわち、本施設の竣工時の設計施工業者が権利を有する特許権等の産業財産権を利用して製作されるなど、当該設計施工業者からの調達が不可欠である部品、及び本施設独自の製品であり、当該設計施工業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高い部品が使用されている。本施設の性能・機能を維持するためには、かかる特定部品が本事業においても使用されることが望ましく、市は、特定部品の使用を推奨するものである。

そこで、市は、本入札の公正を期すべく、「別紙2 閲覧用参考資料リスト」に掲げる特定部品のうち、事業者が、本事業の遂行にあたり必要とする特定部品を本



施設の竣工時の設計施工業者から調達することができるよう支援する。事業者は、市に対し、特定部品の調達支援を依頼することができるものとし、市は、事業者が特定事業契約の定めに従うことを条件として、事業者の依頼に係る特定部品を受注者が調達できるよう最大限努力する。

⑤市が適用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金（循環型社会形成推進交付金等）の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは市において行うが、設計建設事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について、市を支援するものとする。

**（８）土地及び施設の使用**

事業者は、本事業の実施に必要な、本施設内の土地及び施設を無償で使用することができる。

**７ 法令等の遵守**

市及び事業者は本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### Ⅲ 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

本事業の実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。ただし、「鈴鹿市の休日」を定める条例（平成元年条例第 2 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わないこととする。

表 事業者募集等のスケジュール

平成27年6月8日（月）	入札公告，入札説明書等の配布・公表
平成27年6月18日（木） ～6月19日（金）	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
平成27年7月8日（水）	入札説明書等に関する質問への回答の公表（第1回）
平成27年7月24日（金）	参加表明書，参加資格審査申請書類受付
平成27年8月6日（木）	参加資格審査結果の通知
平成27年8月20日（木） ～8月21日（金）	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
平成27年9月7日（月）	入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回）
平成27年10月5日（月）	入札及び提案書の受付
平成27年11月下旬	提案書に関するヒアリングの実施
平成27年12月上旬	落札者決定及び公表
平成27年12月中旬	基本協定締結
平成28年2月上旬	特定事業契約の仮契約締結
平成28年3月下旬	特定事業契約の本契約締結

### Ⅳ 入札に関する条件

#### 1 入札参加者の備えるべき参加資格条件

##### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、本施設の基幹的設備改良工事を行う者及び本施設の管理運営業務の主たる業務（運転管理業務，維持管理業務）を S P C からの委託を受けて行う者で構成されるものとする。また，入札参加者は，参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。さらに，入札参加者は，参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時に，入札参加者の構成員及びその役割について明らかにすること。
- 2) 基幹的設備改良工事において，市と建設工事請負契約を締結する設計建設事業者（特定建設工事共同企業体を結成する場合は，共同企業体の各構成員）は，入札参加者の構成員とならなければならない。また，管理運営業務において，S P C から主たる業務（運転管理業務，維持管理業務）の委託を受けることを予定する者は，入札参加者の構成員とならなければならない。

- 3) 入札参加者は、本施設の基幹的設備改良工事を行う者のうちプラント整備企業を、当該入札参加者を代表する代表企業として定めるものとする。
- 4) 入札参加者の構成員の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。
- 5) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 6) 入札参加者の構成員は、SPCから請け負った業務について、事前に市に通知し、市が認めた場合には、その他の第三者に委託、又は下請人を使用することができるものとする。

## (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成は、次の参加資格要件を満たす構成員とする。

- 1) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- 3) 鈴鹿市契約規則による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 4) 本施設の基幹的設備改良工事を行う者は、建築・土木整備企業とプラント整備企業から構成される構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合は、(ク)は、全ての構成員が満たすものとし、その他の要件は、少なくとも構成員のうち1者は満たすこと。ただし、構成員のうち、建築・土木整備企業は(オ)を満たすもの(建築・土木整備企業が複数者から構成される場合は、業務を実施するにあたり必要とする業種を各者が登録していること)とし、プラント整備企業は、1者で(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)及び(キ)を満たすものとする。

複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合に満たすべき要件について、下記表に示す。

表 複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合に満たすべき要件

1) 全ての構成員が満たすべき要件	下記 (ク)
2) 少なくとも構成員のうち1者が満たすべき要件	下記 (ア) ~ (キ)
3) 上記 2) について、建築・土木整備企業が満たすべき要件※ 1	下記 (オ)
4) 上記 2) について、プラント整備企業が満たすべき要件※ 2	下記 (イ), (ウ), (エ), (カ), (キ)

※ 1 : 建築・土木整備企業が複数者から構成される場合は、業務を実施するにあたり必要とする業種を各者が登録していること

※ 2 : プラント整備企業は、1 者で下記 (イ), (ウ), (エ), (カ) 及び (キ) を満たすこと

(ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、講習を修了している者を基幹的設備改良工事に専任で配置できること。

(エ) 鈴鹿市契約規則による入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録していること。

(オ) 鈴鹿市契約規則による入札参加資格者名簿において、建築一式工事及び土木一式工事に登録していること。

(カ) 参加表明書の提出期限日において、平成 14 年 12 月 1 日以降、地方公共団体の一般廃棄物焼却処理施設に関して、以下の i) ~ iii) を全て満たす建設工事を元請で契約し、完成後引渡し完了した実績を有すること。(建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上のものに限る、かつ、以下の i) ~ iii) を全て満たす建設工事のプラント工事を担当した場合、実績として認める。)

i) 処理方式 : ストーカ式

ii) 施設規模 : 施設規模 1 炉あたり 90 t / 日以上、かつ全体施設規模として 270 t / 日以上を有する施設

iii) 発電設備を有する施設

(キ) 直近で有効な経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(ク) 直近で有効な経営事項審査を受審していること。

5) 本施設の管理運営業務の主たる業務 (運転管理業務, 維持管理業務) を S P C から

の委託を受けて行う者は構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で管理運営業務を実施する場合は、(エ)は、全ての構成員が満たすものとし、(ア)及び(イ)は、少なくとも構成員のうち1者は満たすものとし、(ウ)は、補修工事を実施する構成員（維持管理企業）が満たすものとする。

複数の構成員で管理運営業務を実施する場合に満たすべき要件について、下記表に示す。

表 複数の構成員で管理運営業務を実施する場合に満たすべき要件

1) 全ての構成員が満たすべき要件	下記 (エ)
2) 少なくとも構成員のうち1者が満たすべき要件	下記 (ア) 及び (イ)
3) 補修工事を実施する構成員（維持管理企業）が満たすべき要件	下記 (ウ)

(ア) 参加表明書の提出期限日において、平成14年12月1日以降、次に示す全ての運転管理実績を1件以上有していること。複数の構成員で管理運営業務を実施する場合は、構成員がいずれかの運転管理実績(委託業務の場合、元請での実績)を有し、かつ、構成員全体で全ての運転管理実績を有していること。(本事業と同様に当該事業に係るSPCを組成する事業における運転管理業務の実績の場合は、当該事業に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。)

i) 処理方式：ストーカ式

ii) 施設規模：施設規模1炉あたり90t/日以上、かつ全体施設規模として270t/日以上を有する施設

iii) 発電設備：発電設備を有する施設

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格要件を有する者で、一般廃棄物を対象とした全連続運転式焼却施設で、かつ、ボイラータービン式の発電設備を有する施設の現場総括責任者として1年以上の経験を有する者を、本事業の現場総括責任者として事業開始後2年間以上配置できること。

(ウ) 鈴鹿市契約規則による入札参加資格者名簿において、清掃施設工事又は機械器具設置工事に業種登録があり、かつ建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(エ) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

### (3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 鈴鹿市契約規則第 2 条第 1 項の規定に該当する者。
- 3) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- 4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立中もしくは更生手続中（市から再認定を受けたものを除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中もしくは再生手続中（市から再認定を受けたものを除く）の者。
- 5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- 6) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- 7) 手形交換所による取引停止処分を受けている者。
- 8) 最近 1 年間の国税及び地方税を滞納している者。
- 9) その他建設業法、鈴鹿市暴力団排除条例等の法令、規則等に違反する者。
- 10) 「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 事業者選定に係る有識者意見招請会議」の参加者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- 11) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目 7 番地 5

なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

### (4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から落札者決定の公表までの期間、及び落札者決定後から特定事業契約の仮契約締結までの期間に、入札参加者が上記（1）から（3）までの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

## 2 特定建設工事共同企業体に関する要件

本事業の基幹的設備改良工事において、市と建設工事請負契約を締結する設計建設事業者として、特定建設工事共同企業体を結成する際は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 特定事業契約の仮契約締結までに、特定建設工事共同企業体（甲型）を設立すること。

- (2) 代表企業が特定建設工事共同企業体の 50%超の出資者になるものとする。
- (3) 設計業務を行う者については、出資があることを条件とする。

### 3 S P C 設立に関する要件

S P C の設立に関して、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 落札者は、特定事業契約の仮契約締結時までに S P C を設立すること。S P C は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、鈴鹿市内に本店を置くこと。ただし、本施設所在地を S P C 本店所在地として登記することはできない。
- (2) 入札参加者の構成員は全て S P C へ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は 50%超とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとする。
- (3) S P C の最低資本金は 2 億円以上とし、管理運営期間中これを維持するものとする。ただし、S P C 設立から供用開始までの出資金額は任意とする。
- (4) すべての出資者は、特定事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 4 応募に関する留意事項

#### (1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

#### (2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

#### (3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### (4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

#### (5) 著作権

入札参加者から本入札説明書に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、本入札説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

#### (6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、原則、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

#### (7) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

#### (8) 予定価格

本事業における予定価格は、19,279,675,000円（消費税及び地方消費税を含まない）である。なお、予定価格を構成する管理運営費の上限は、14,486,652,000円（消費税及び地方消費税を含まない）であり、入札参加者は、予定価格及び管理運営費の上限の範囲内で提案すること。

#### (9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

### 5 入札に関する手続き等

#### (1) 入札公告

次のとおり入札公告し、入札説明書等を配布する。また、市ホームページにおいて、同日から入札説明書等を公開する。

- 1) 配布日時：平成27年6月8日（月） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- 2) 場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

#### (2) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会は開催しない。

#### (3) 現地見学会

本事業への入札参加を予定する法人を対象として、現地見学会を次のとおり開催する。なお、現地見学会において入札説明書等に対する質問は受け付けない。

- 1) 現地見学会実施期間：平成27年6月9日（火）～平成27年9月30日（水）（土曜日、日曜日、休日を除く）
- 2) 現地見学会実施日：上記期間のうち、申込者が希望する日。なお、参加資格審査結果通知日（平成27年8月6日（木））以降は、参加資格が確認された入札参加者のみを対象とする。
- 3) 現地見学会実施時間：午前9時～午後4時（正午から午後1時までを除く）



- 4) 現地見学会実施場所：鈴鹿市清掃センター（小動物焼却施設を含む）
- 5) 現地見学会の申込について
  - ①申込受付期間：平成 27 年 6 月 8 日（月）～平成 27 年 9 月 29 日（火）午後 3 時
  - ②申込方法：入札説明書巻末第 1 号様式「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、希望する参加日の前日午後 3 時まで、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、鈴鹿市環境部開発整備課に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。  
また、見学にあたっては、巻末第 3 号様式「誓約書」に必要事項を記入及び押印の上、巻末第 1 号様式と併せて電子メールにて鈴鹿市環境部開発整備課に送信して提出（Adobe PDF 形式等）するとともに、郵送もしくは持参すること。なお、現地見学会実施期間中の申込回数については回数制限を設けないが、申込中の現地見学会が終了した翌日以降に、次回現地見学会の申込を行うこと。  
○Eメール：kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp  
○電話番号：059 - 382 - 9015（直通）
- 6) 現地見学会実施日は、市より申込者宛に回答する。

#### （4）参考資料（別紙 2）の閲覧

本事業への入札参加を予定する法人を対象に、入札参加にあたっての参考資料として、「別紙 2 閲覧用参考資料リスト」に示す資料の閲覧を次のとおり実施する。

- 1) 閲覧期間：平成 27 年 6 月 9 日（火）～平成 27 年 9 月 30 日（水）（土曜日、日曜日、休日を除く）
- 2) 閲覧日：上記期間のうち、申込者が希望する日。なお、参加資格審査結果通知日（平成 27 年 8 月 6 日（木））以降は、参加資格が確認された入札参加者のみを対象とする。
- 3) 閲覧時間：午前 9 時～午後 4 時（正午から午後 1 時までを除く）
- 4) 閲覧場所：鈴鹿市清掃センター
- 5) 閲覧の申込について
  - ①申込受付期間：平成 27 年 6 月 8 日（月）～平成 27 年 9 月 29 日（火）午後 3 時
  - ②申込方法：入札説明書巻末第 2 号様式「閲覧用参考資料閲覧申込書」に必要事項を記入の上、希望する閲覧日の前日午後 3 時まで、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、鈴鹿市環境部開発整備課に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。  
また、閲覧にあたっては、巻末第 3 号様式「誓約書」に必要事項を記入及び押印の上、巻末第 2 号様式と併せて電子メールにて鈴鹿市環境部開発整備課に送信して提出（Adobe PDF 形式等）するとともに、郵送もしくは持参すること（ただし、現地見学会参加時に提出済の場合は不要）。なお、閲覧期間中の申込回数については回数制限を設けないが、申込中の閲覧が終了した翌日以降に、次回閲覧の申込を行うこと。

○Eメール：kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

○電話番号：059 - 382 - 9015（直通）

6) 閲覧日は、市より申込者宛に回答する。

#### (5) 入札説明書等に関する質問の受付（第1回）

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を次のとおり受け付ける。

1) 受付日時：平成27年6月18日（木）午前9時～平成27年6月19日（金）午後3時

2) 受付方法：質問書（様式集第1号様式）に記入の上、電子メールに記入済みの同様のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、鈴鹿市環境部開発整備課に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けないものとする。

○Eメール：kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

○電話番号：059 - 382 - 9015（直通）

#### (6) 入札説明書等に関する質問への回答の公表（第1回）

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書は、市ホームページにおいて、平成27年7月8日（水）に公表する。

#### (7) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を、持参又は郵送により提出すること。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式集第7号様式）を平成27年9月28日（月）までに、鈴鹿市役所環境部開発整備課へ持参又は郵送により提出すること。なお、入札を辞退した場合に、今後、鈴鹿市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

1) 受付日時：平成27年7月24日（金）午前9時～正午、午後1時～午後5時

2) 受付場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

3) 電話：059 - 382 - 9015（直通）

4) 提出書類：様式集第2号様式から第6号様式その他必要な添付書類を、まとめて1部提出すること。

①参加表明書 (第2号様式)

②構成員表 (第3号様式)

③委任状（代表企業） (第4号様式)

④委任状（復代理人） (第5号様式)

⑤参加資格審査申請書 (第6号様式)

⑥添付書類

・会社概要（各構成員）

1部

- ・企業単体の貸借対照表（各構成員の直近3年） 1部
- ・企業単体の損益計算書（各構成員の直近3年） 1部
- ・連結決算の貸借対照表（各構成員の直近1年） 1部
- ・連結決算の損益計算書（各構成員の直近1年） 1部
- ・納税証明書※1（国税及び地方税の完納を証明するもの） 1部
- ・その他入札参加者の資格を証する書類の写し 1部
- ・巻末第3号様式「誓約書」※2

※1：納税証明書は、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期日までに発行されたものとする。

※2：現地見学会参加時または閲覧用資料閲覧時に提出済の場合は不要。

#### （7）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成27年8月6日（木）に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等をあわせて通知するので、提案書（副本）の作成に用いること。

#### （8）入札説明書等に関する質問の受付（第2回）

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

- 1) 受付日時：平成27年8月20日（木）午前9時～平成27年8月21日（金）午後3時
- 2) 受付方法：質問書（様式集第1号様式）に記入の上、電子メールに記入済みの同様のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、鈴鹿市環境部開発整備課に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けられないものとする。
  - Eメール：kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp
  - 電話番号：059 - 382 - 9015（直通）

#### （9）入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書は、市ホームページにおいて、平成27年9月7日（月）に公表する。

#### （10）参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成27年8月7日（金）午前9時から8月12日（水）午後5時までの間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成27年8月26日（水）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

#### （11）入札及び提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する下記の書類を記載した入札

書類（入札書、各確認書及び提案書）を受け付ける。提案書の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。

なお、代理人が提出する場合は委任状（入札）（様式集第 11 号様式）を当日持参すること。

提出書類を確認後、市は受領書を発行する。

1) 受付日時：平成 27 年 10 月 5 日（月）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

2) 受付場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

3) 提出書類

- |                               |               |               |
|-------------------------------|---------------|---------------|
| ①入札書類提出書                      | （第 8 号様式）     | 1 部           |
| ②入札書（内訳書含む）                   | （第 9, 10 号様式） | 1 部           |
| ※入札書は封筒に入れ密封し、宛先、事業名等を表記すること。 |               |               |
| ③本施設の性能に関する確認書                | （第 13 号様式）    | 1 部           |
| ④要求水準に関する確認書                  | （第 14 号様式）    | 1 部           |
| ⑤基幹的設備改良工事に関する提案書             | （第 15 号様式）    | 正本 1 部副本 20 部 |
| ⑥管理運営業務に関する提案書                | （第 16 号様式）    | 正本 1 部副本 20 部 |
| ⑦事業計画に関する提案書                  | （第 17 号様式）    | 正本 1 部副本 20 部 |
| ⑧施設設計図書                       |               | 正本 1 部副本 20 部 |

i) 施設概要（主要施設の仕様等、施設設計の概要を整理すること。）

ii) 図面

- (ア) 施設全体平面図【A3 横】
- (イ) 動線計画図【A3 横】（本工事完了時、子育て支援施設移設時）
- (ウ) 施設平面図（各階）【A3 横】
- (エ) 施設立面図（東西南北）【A3 横】
- (オ) 施設断面図（3 面程度）【A3 横】
- (カ) 各階機器配置平面図【A3 横】
- (キ) 機器配置断面図（3 面程度：(オ) 施設断面図と兼ねても可。ただし、主要機器の名称が判断できること。）【A3 横】
- (ク) 各種フローシート【A3 横】
- (ケ) 上記の他、基幹的設備改良工事による改良箇所を示す図面等

※図面及びフローシートの作成において、以下の改良内容が分かるように色分け等を行うこと。

- ・全更新であり、循環型社会形成推進交付金の対象範囲内
- ・全更新であり、循環型社会形成推進交付金の対象範囲外
- ・部分更新であり、循環型社会形成推進交付金の対象範囲内
- ・部分更新であり、循環型社会形成推進交付金の対象範囲外

iii) 工事関係

- (ア) 全体工事工程【A3 横】
- (イ) 工事中の仮設計画（電源、排水処理計画等も含む）

(ウ) 工事期間中の焼却処理計画

iv) 設計書等

(ア) 物質収支計算書（ごみ、空気、薬剤、排ガス、灰、ダスト、等）

(イ) 主要機器設計計算書

(ウ) 設計仕様書

(エ) 管理運營業務仕様書

4) 提案書作成要領

- ①提案書のうち、基幹的設備改良工事に関する提案書、管理運營業務に関する提案書及び事業計画に関する提案書については、第 15 号様式～第 17 号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A 4 縦長左ホッチキス綴じにより、正本 1 部副本 20 部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。
- ②提案書のうち、施設設計図書については、A 3 判で作成し、前記の順に横長左ホッチキスで綴じ、正本 1 部、副本 20 部を提出すること。
- ③提案書（第 15 号様式～第 17 号様式及び施設設計図書）については、内容を記録したデータ（CD-R）2 部（使用ソフト：Microsoft Word 形式及び Excel 形式（Windows 対応））を提出すること。
- ④提案書のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- ⑤ロゴマークの使用を含めて、構成員名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成員名を明らかにすること。
- ⑥各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(12) 提案書に関するヒアリングの実施

市は、提案内容の確認のためにヒアリングを実施する予定である。時間及び場所については、追って通知する。

(13) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会の上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、代理人が開札に立ち会う場合は、委任状（開札立会い）（様式集第 12 号様式）を当日持参すること。

1) 開札日時：平成 27 年 12 月上旬

※日時については追って通知する。

2) 開札場所：鈴鹿市役所内

#### (14) その他

市が配布する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には、本入札説明書等の内容に優先するものとする。

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ①入札日（平成 27 年 10 月 5 日（月）午後 5 時）を過ぎて提出書類が提出された入札
- ②同一事項の入札につき 2 以上出された入札
- ③同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ④入札書の氏名、金額、その他の要件が不明な入札又は記名押印を欠く入札
- ⑤金額を欠いた、又は訂正した入札
- ⑥その他入札に関し、不正の行為があった者のした入札

## V 入札書類の審査

### 1 審査及び選定に関する事項

市は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容及び入札金額について、評価項目ごとに評価に応じて得点を付与し、得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

#### (1) 審査の手順及び方法

##### 1) 入札参加資格の確認審査

市は、参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。

##### 2) 提案内容の審査

###### ①提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

###### ②提案内容の加点審査

市は、提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。

なお、加点審査による加点（配点60点）が20点以下の場合は、失格とする。

##### 3) 入札価格の確認

市は、入札書類に記載された入札価格が、予定価格及び管理運営費の上限を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格及び管理運営費の上限を超える場合は、失格とする。

##### 4) 最優秀提案の選定

市は、価格要素（入札価格）と非価格要素（提案内容）の合計である総合評価値が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価値が最も高い提案が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

##### 5) 落札者の決定

市長は、最優秀提案選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

#### (2) 審査事項

審査事項は、入札説明書に添付する落札者決定基準に示す。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は入札参加者の代表企業に文書で通知し、市ホームページにおいて公表する。

## 2 「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 事業者選定に係る有識者意見招請会議」の設置

市は、事業者選定にあたり、外部有識者より構成する「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 事業者選定に係る有識者意見招請会議（以下、「有識者意見招請会議」という。）」を設置する。市は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、外部有識者より意見を聴取する。

有識者は次の4名で構成される。各有識者は、本事業に関する質問等に応じることはできないので留意すること。なお、有識者意見招請会議は非公開とする。

議長	奥野 信宏	中京大学 理事
副議長	荒井 喜久雄	(社)全国都市清掃会議 技術部長
有識者	南川 秀樹	(財)日本環境衛生センター 理事長
有識者	森川 仁	鈴鹿市顧問弁護士 (みなと総合法律事務所)

また、入札参加者が、落札者決定までに、各有識者に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

## 3 問合せ先

事業者の募集及び選定に関する問合せ先は、次のとおりである。

鈴鹿市環境部開発整備課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-9015 (直通)

ファックス 059-382-2214

Eメール [kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp](mailto:kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp)



## VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類等を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 施設の概要等

本施設の概要及び公害防止基準等について、下表に示す。なお、その他詳細については、要求水準書に示す。

表 施設概要及び公害防止基準等

施設名	鈴鹿市清掃センター		
施設所管	鈴鹿市		
施設所在地	〒510-0261 三重県鈴鹿市御園町 3688 番地 TEL：059-372-1646		
処理能力	270t/日 (90t/日×3 炉)		
建設年度	着工	平成 12 年 6 月	
	竣工	平成 15 年 12 月	
敷地面積	45,967.06m <sup>2</sup>		
延床面積	11,487.93m <sup>2</sup>		
総事業費 設計施工業者	118 億 6,288 万 6 千円 JFE エンジニアリング(株)		
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉		
公害防止基準			
	施設管理基準値	備考 (関連法令基準)	
ばいじん量	0.02g/m <sup>3</sup> N 以下	0.08 g/m <sup>3</sup> N 以下	
硫黄酸化物	50ppm 以下	K 値 14.5 以下	
塩化水素	50ppm 以下	700mg/m <sup>3</sup> N (430ppm) 以下	
窒素酸化物	70ppm 以下	250ppm 以下	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	
その他			
	設備名	方式	基数
1. 受入供給設備	計量機	ロードセル式 (最大秤量 30 t)	2 基
	ごみ投入扉	観音開き式 (中折れ式)	6 基
	ダンピングボックス	ダンプ式 1 基, 吊り下げ式 2 基	3 基
	ごみピット	No.1 ごみピット 1,500m <sup>3</sup> , No.2 ごみピット 2,000m <sup>3</sup>	2 基
	ごみクレーン	グラブバケット式天井走行クレーン	2 基
2. 燃焼設備	焼却炉	連続燃焼ストーカ炉 (90 t/d)	3 基
3. 燃焼ガス冷却設備	ボイラ	単胴自然循環式	3 基
	脱気器	蒸気過熱スプレー式	1 基
	タービン排気復水器	強制空冷式	1 基
4. 排ガス処理設備	減温塔	水噴射式	3 基
	ろ過式集じん器	バグフィルタ式	3 基
	有害ガス除去装置	乾式	3 基
	窒素酸化物除去装置	無触媒, 触媒脱硝方式の併用	3 基

5. 余熱利用設備	蒸気タービン 発電機	多段衝動復水タービン 三相交流同期発電機 (3,000 kW)	1基 1基
6. 通風設備	押込送風機 二次送風機 ガス混合送風機 誘引通風機 煙突	片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 外筒 鉄筋コンクリート造, 内筒 鋼製 (59m)	3基 3基 3基 3基 1基
7. 灰出し設備	灰押出機 主灰出しコンベヤ 灰クレーン 主灰クレーン	プッシュ式 スクレーパコンベヤ グラブバケット天井走行クレーン グラブバケット天井走行クレーン	2基 5基 1基 1基
8. 排水処理設備	ごみ汚水処理 プラント排水処理	炉内噴霧式 生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭ろ過+膜分離	2基 1基
9. 電気設備	受電方式 非常用発電機	6.6kV×60Hz ディーゼル発電機 (500 kW)	1回線 1基
10. 資源ごみ回収所	ストックヤード パレット置場	16.6m×3m 8m×4m	1箇所 1箇所
11. 小動物焼却施設 (敷地外) ※所在地 鈴鹿市八野町地内	焼却炉	(1) 処理時間 8h/日 (2) 処理能力 40kg/h 及び 59kg/h (3) 関連設備 ・送風機 ・バーナ ・燃焼管理計器類 ・エゼクター	各1炉

## 2 基幹的設備改良工事の提案に関する条件

本事業の範囲である基幹的設備改良工事については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

## 3 管理運営業務の提案に関する条件

本事業の範囲である管理運営業務については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

#### 4 事業計画の提案に関する条件

##### (1) 市の支払額

本事業において市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

表 市が支払う対価の構成

対価の構成	対象業務
基幹的設備改良工事に係る対価	①基幹的設備改良工事 ②その他上記項目の関連業務を含む
管理運営業務に係る対価	①管理運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

##### (2) 対価の算定方法

###### 1) 基幹的設備改良工事に係る対価

市は、本施設の基幹的設備改良工事に係る対価について、設計建設事業者を支払う。支払いは、基本的に出来形に相応する出来高に応じて支払うものとする。事業者は、各年度の出来高予定額について提案すること。

基幹的設備改良工事に係る対価の構成は、次のとおりである。

表 基幹的設備改良工事に係る対価の構成

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
基幹的設備改良工事に係る対価	①基幹的設備改良工事費用 ②その他関連費用	■基幹的設備改良工事に係る対価 =左欄支払の対象となる費用の合計

## 2) 管理運営業務に係る対価

市は、本施設の管理運営業務に係る対価を委託料として、管理運営期間にわたりSPCに支払う。委託料は、平成29年度第1四半期（平成29年4月1日～6月末日）を初回として、以後年4回、平成45年度第4四半期（平成46年1月1日～3月末日）までの計68回支払われるものとする。

委託料は、固定費と変動費（一般廃棄物の処理量に応じて変動）で構成されるため、固定費については年度毎の金額（うち補修費については変動を認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること）、変動費についてはトン当たり単価（小動物死骸については焼却する1件当たり単価）を提案すること。

管理運営業務に係る対価の構成は、次のとおりである。

表 管理運営業務に係る対価の構成

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
委託料A	<p>■固定費（各年度平準）</p> <p>一般廃棄物の処理量がゼロの場合でも事業を継続していくために必要となる費用</p>	<p>■各支払期の支払金額</p> <p>= [左欄対象費用の合計金額] ÷ 支払回数（年4回×17年）</p>
委託料B	<p>■補修費</p>	<p>■補修費は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。</p>
委託料C	<p>■変動費</p> <p>一般廃棄物の処理量に応じて増減する費用</p>	<p>■各支払期の支払金額</p> <p>= (各支払期の搬入廃棄物量(実績値) × 提案単価 (円/t)) + (各支払期の小動物焼却件数(実績値) × 提案単価 (円/件))</p> <p>※入札価格の算定にあたっては、</p> <p>= (各年度の搬入廃棄物設定量 × 提案単価 (円/t)) + (各年度の小動物想定焼却件数 × 提案単価 (円/件)) とする。なお、各年度の搬入廃棄物設定量及び小動物想定焼却件数については、要求水準書(管理運営編)別紙3を参照すること。</p>

## (3) 物価変動等による改定

### 1) 物価変動等の指標

#### ① 基幹的設備改良工事に係る対価

建設工事請負契約書による。

## ②管理運營業務に係る対価

管理運営委託契約書により、物価変動に基づき、年に1回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。

物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して管理運営委託契約書に定める。

## （４）リスク管理の方針

### 1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

### 2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

## （５）保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、設計建設事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、設計建設事業者は、火災保険、建設工事保険及び第三者賠償責任保険等に参加するものとする。

同様に、施設の管理運営に伴い第三者に損害を及ぼした場合、S P Cが善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、S P Cは、火災保険及び第三者賠償保険等に参加するものとする。

なお、市は、次に示す施設の保険に参加している。

・社団法人全国市有物件災害共済会 建物損害共済

## Ⅶ 事業実施に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解約することができる。

2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解約することができる。

3) 1) 又は2) の規定により市が特定事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解約することができるものとする。

2) 1) の規定により事業者が特定事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解約することができるものとする。

#### (4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

### 3 市による本事業の実施状況の監視

市は、特定事業契約に基づき、事業者が実施する施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の状況について、提供される業務水準を確認するため、本事業の実施状況のモニタリングを次のとおり行う。

#### (1) 基幹的設備改良工事

市は、設計建設事業者による業務の状況が、要求水準等を満たしていることを確認するために、各々の業務の監視を行う。

設計建設事業者は、実施する業務に係る図書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び市が提出を要求した図書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。

設計建設事業者は、実施する業務の進捗状況について、市に定期的に報告し、確認を受けるものとする。なお、市は、必要に応じて、設計建設事業者に対して、進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

設計建設事業者は、本施設の建設の進捗に合わせて、試運転及び総合性能確認試験に関する計画書を市に提出し、市は、当該計画書の確認を行う。試運転及び総合性能確認試験は、市の立会いのもと、性能保証事項について実施するものとする。試運転及び総合性能確認試験実施時の環境計測等は、市が認める計量証明機関が実施することとする。

また、各々の業務の監視により、各業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、市は設計建設事業者に改善を要求し、設計建設事業者は必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 管理運營業務

市は、SPCによる業務の状況が、要求水準等を満たしていることを確認するために、各々の業務の監視を行う。

監視にあたっては、SPCが提供する施設の管理運營業務の状況把握を目的として、市の承諾を得た各業務に関する計画書等をもとに、定期的又は随時に書面及び現地調査等によりモニタリングを行う。

また、業務の監視により、業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、市はSPCに改善を要求し、SPCは必要な措置を講じるものとする。

#### (3) 支払の減額等

管理運營業務について、特定事業契約書及び要求水準書（管理運営編）で定められた要求水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については特定事業契約書に規定する。なお決定に際しては事業者の意見を聴取する。

具体的な内容を、「別紙3 モニタリング実施要領等」に示す。

#### 4 事業期間中の事業者と市の関わり

- (1) 本事業は、事業者の責任において遂行されることとする。また、市は、特定事業契約に定められた方法により、事業実施方法について確認を行う。
  
- (2) 原則として市は、各契約の相手方に対して連絡等を行うこととするが、管理運営期間における災害や事故発生の緊急時等は、必要に応じて、市と設計建設事業者等との間で直接連絡調整を行うことができることとする。



## Ⅷ 特定事業契約に関する事項

### 1 契約手続

#### (1) 基本協定の締結

落札者の各構成員と市は、速やかに契約の締結に関して、基本協定書(案)について合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び管理運営委託契約書(案)に基づき契約手続を行う。

各契約の締結スケジュールは、「Ⅲ 事業者募集等のスケジュール」のとおり予定しているが、入札参加者の提案及び契約に至る進捗等により変更する場合がある。

#### (2) 特定建設工事共同企業体の結成

本事業の基幹的設備改良工事を共同で担当する設計建設事業者は、特定事業契約の仮契約締結までに、本事業の基幹的設備改良工事を行う目的で特定建設工事共同企業体を結成するものとする。なお、結成に際し、協定書、使用印鑑届などの市が指示する書類を提出するものとする。

特定建設工事共同企業体設立に関する要件は、「Ⅳ 2 特定建設工事共同企業体に関する要件」を参照すること。

#### (3) S P Cの設立

落札者は、特定事業契約の仮契約締結までに、S P Cを設立するものとする。S P C設立に関する要件は、「Ⅳ 3 S P C設立に関する要件」を参照すること。

#### (4) 契約の締結

市は、本事業について事業者の本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営業務を一括で発注するために、本事業に係る基本契約の仮契約を落札者の各構成員及びS P Cと締結する。

市は、本施設の基幹的設備改良工事に関し、設計建設事業者と建設工事請負仮契約を締結するものとし、本施設の管理運営業務に関し、S P Cと管理運営委託仮契約を締結する。

これらの仮契約は、すべて建設工事請負仮契約が鈴鹿市議会の議決を得たときに一体のものとして本契約として効力を生ずる(平成28年3月下旬予定)。

なお、上記の建設工事請負仮契約が市議会の議決を得ることができなかつたときは、特定事業契約は成立せず、すべての仮契約は、その効力を失う。市は、建設工事請負仮契約が、市議会の議決を得ることができないことについて、何らの責任も負わないものとする。

#### (5) 契約を締結しない場合

落札者の決定後、特定事業契約の締結までの間において、落札者(複数の企業から構

成される場合はいずれかの構成員について)が「IV 1 (1) 入札参加者の構成等」, 「IV 1 (2) 入札参加者の参加資格要件」及び「IV 1 (3) 構成員の制限」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には, 市は契約を締結しない場合がある。なお, それまでに落札者が拠出した費用は落札者の負担とする。

#### (6) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用, 印紙代など, 契約書の作成に要する費用は, 事業者の負担とする。

#### (7) 契約保証金

##### 1) 設計建設期間における保証

契約保証金は, 基幹的設備改良工事費の 100 分の 10 以上とする。ただし, 設計建設事業者が, 基幹的設備改良工事費の 100 分の 10 以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。

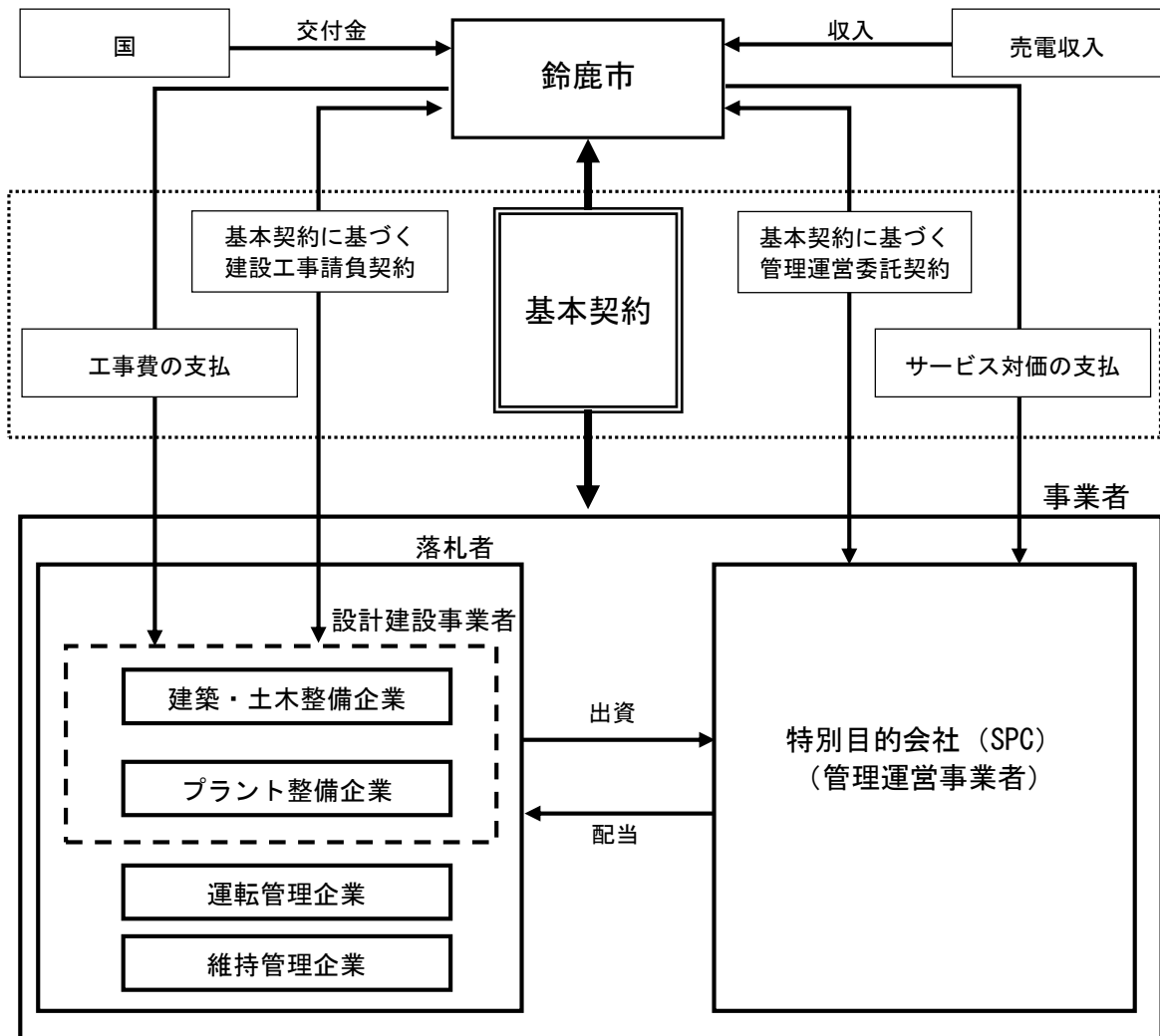
##### 2) 管理運営期間における保証

契約保証金は, 各年度の管理運営委託料の 100 分の 10 以上とし, 各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし, S P C が, 各事業年度の開始日までに, 年間委託料の 100 分の 10 以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。

#### (8) その他

落札者が特定事業契約を締結しない場合は, 総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

【別紙1 事業スキーム図】



※市と落札者の各構成員は、基本協定を締結する。

## 【別紙2 閲覧用参考資料リスト】

資料番号	資料名	撮影の取扱 <sup>※1</sup>
1	鈴鹿市清掃センター改築工事 実施設計図書（仕様書）	可
2	鈴鹿市清掃センター改築工事（第1期）試運転報告書（平成14年11月）	可
3	鈴鹿市清掃センター改築工事（第1期）引渡性能試験報告書（平成14年11月）	可
4	単体機器調整要領書	可
5	鈴鹿市清掃センター改築工事（第1期）単体機器調整報告書（平成14年11月）	可
6	鈴鹿市清掃センター改築工事 単体機器性能試験報告書（平成14年11月）	可
7	鈴鹿市清掃センター改築工事（第2期）試運転報告書（平成15年12月）	可
8	鈴鹿市清掃センター改築工事（第2期）引渡性能試験報告書（平成15年12月）	可
9	単体機器調整要領書（2期工事その1）	可
10	単体機器調整要領書（2期工事その2）	可
11	単体機器調整要領書（2期工事その3）	可
12	単体機器調整報告書（2期工事）	可
13	鈴鹿市清掃センター改築工事 単体機器性能試験報告書（二期工事）（平成15年12月）	可
14	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 改正版（平成16年2月）	可
15	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第1分冊 各設備共通	可
16	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第2分冊 受入供給設備	可
17	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第3分冊 燃焼設備	可
18	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第4分冊 燃焼ガス冷却設備	可
19	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第5分冊 排ガス処理設備	可
20	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第6分冊 給水設備・排水処理設備	可
21	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第7分冊 余熱利用設備・通風設備	可
22	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第8分冊 通風設備（煙突）	可
23	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第9分冊 灰出し設備	可
24	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第10分冊 電気設備	可
25	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第11分冊 計装制御設備	可
26	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 第12分冊 雑設備	可
27	鈴鹿市清掃センター3号炉主灰出し設備改造工事 竣工図（平成23年12月）	可
28	鈴鹿市清掃センター灰出し設備改修外工事 竣工図（平成24年10月）	可

資料番号	資料名	撮影の取扱 <sup>※1</sup>
29	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 建築意匠図 (平成15年12月)	可
30	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 建築構造図 (平成15年12月)	可
31	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 外構・付属棟図 (平成15年12月)	可
32	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 建築機械設備図 (平成15年12月)	可
33	鈴鹿市清掃センター改築工事 竣工図 建築電気設備図 (平成15年12月)	可
34	ごみ計量機取扱い説明書 (机上訓練用)	可
35	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 受入供給設備 1/3～3/3 分冊 (平成14年11月)	可
36	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 燃焼設備 1/2～2/2 分冊 (平成14年11月)	可
37	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 燃焼ガス冷却設備 1/2～2/2 分冊 (平成14年11月)	可
38	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 排ガス処理設備 1/3～3/3 分冊 (平成14年11月)	可
39	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 余熱利用設備 1/3～3/3 分冊 (平成14年11月)	可
40	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 灰出し設備 1/2～2/2 分冊 (平成14年11月)	可
41	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 通風設備 (平成14年11月)	可
42	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 給水設備 (平成14年11月)	可
43	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 排水処理設備 1/2～2/2 分冊 (平成14年11月)	可
44	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 電気設備 1/4～4/4 分冊 (平成14年11月)	可
45	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 計装設備 1/5～5/5 分冊 (平成14年11月)	可
46	鈴鹿市清掃センター改築工事 取扱説明書 雑設備 1/2～2/2 分冊 (平成14年11月)	可
47	鈴鹿市清掃センター施設整備計画書作成業務 (敷地造成工事实施設設計業務) 成果報告書 (平成12年3月)	可
48	鈴鹿市清掃センター施設整備計画書作成業務委託 地質調査報告書 (平成12年3月)	可
49	鈴鹿市清掃センター改築工事 (新設棟) 構造計算書	可
50	鈴鹿市清掃センター改修対策事業 更新対象範囲図	
51	清掃施設建設工事関係書 公害関係 (平成13～15年度)	可
52	清掃施設建設工事関係書 道路工事関係 (平成15年度)	可
53	清掃施設建設工事関係書 経済産業局関係 (平成13～15年度)	可
54	清掃施設建設工事関係書 労働基準監督署関係 (平成13～15年度)	可
55	清掃施設簡易管理関係書 (平成15年度)	可
56	テレビ受信障害検討調査報告書	可
57	鈴鹿市清掃センター改築工事 防火対象物使用前届出書	可
58	機械等設置届 特定化学設備 (塩酸・アンモニア)	可
59	鈴鹿市清掃センター改築工事 特定施設新築等通知書	可

資料番号	資料名	撮影の取扱 <sup>※1</sup>
60	鈴鹿市清掃センター改築工事（I期） 消防用設備等設置届出（H15+H23 増設）	可
61	鈴鹿市清掃センター改築工事 防火対象物使用開始届出書	可
62	鈴鹿市清掃センター改築工事 防火対象物使用開始届出書（H15+H23 増設）	可
63	少量危険物貯蔵又は取扱い届出書（炉室他，No.2 炉室他，油庫，タービン発電機室）	可
64	危険物貯蔵所設置許可申請書（地下タンク貯蔵所）	可
65	蓄電池設備設置届出書	可
66	発電設備設置届出書（ディーゼル機関発電機）	可
67	発電設備設置届出書（蒸気タービン発電機）	可
68	変電設備設置届出書	可
69	炉設置届出書	可
70	炉設置届出書（3号炉）	可
71	清掃施設建設工事関係書 公害関係（平成12年度）	可
72	廃棄物処理施設設置届出関係書	可
73	清掃施設統計調査関係書（平成22～26年度）	可
74	最大搬出車両仕様書類	
75	鈴鹿市清掃センター精密機能検査報告書（平成27年3月）	可
76	鈴鹿市清掃センター生活環境影響調査報告書（平成27年3月）	可
77	鈴鹿市清掃センター長寿命化計画書（平成27年3月）	可
78	鈴鹿市清掃センター点検・補修・整備履歴関係図書	可
79	鈴鹿市清掃センター運転年報・月報・日報（平成22～26年度）	可
80	鈴鹿市清掃センター決算資料（平成22～25年度）	可
81	清掃施設建設工事関係書 小動物焼却炉関係	可
82	ダステール695型動物火葬炉取扱説明書	可
83	ダステール900型動物火葬炉取扱説明書	可
84	平成26年度見学者集計表	可
85	各種分析報告書	可
86	清掃施設各種分析関係 清掃センター周辺環境調査	可
87	特定部品に関する覚書 <sup>※2</sup>	

※1：閲覧資料は、カメラによる撮影のみ可とする。（複写機等の使用は認めない。）

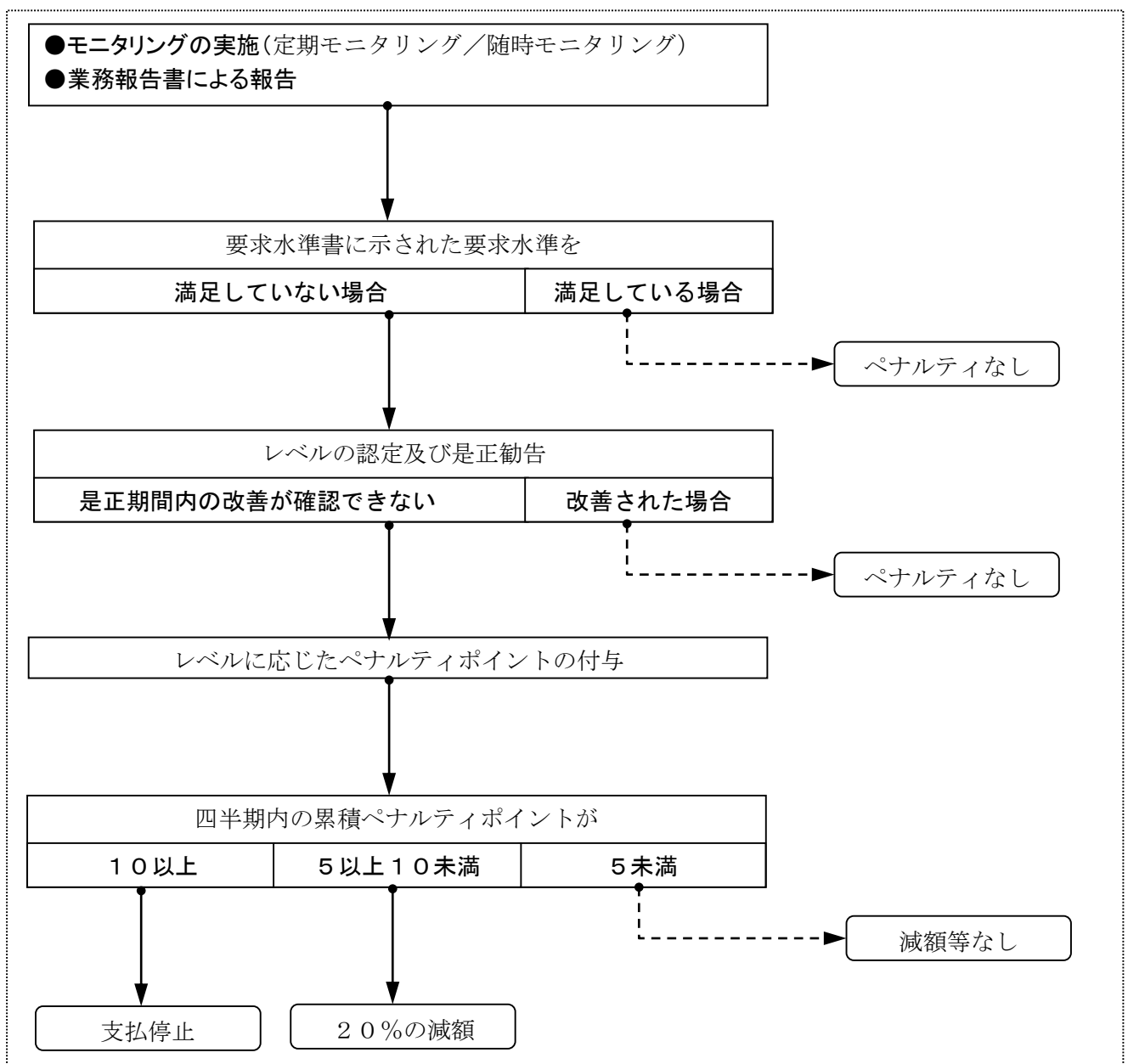
※2：特定部品に関する覚書は、既設の設計施工事業者と締結後、閲覧資料とする。

### 【別紙3 モニタリング実施要領等】

#### 1 モニタリングの実施要領

市は、事業期間にわたり、管理運営の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、S P Cの業務内容が基本契約、管理運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を満足していないと市が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



## 2 委託料の減額方法

### (1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において市が支払う委託料とする。

### (2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約、管理運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

### (3) 減額等の決定過程

- ① レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。
- ② S P Cは、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ③ 市及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

### (4) 委託料の減額の金額算定方法

- ① ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5未満	減額等なし
5以上10未満	20%の減額
10以上	支払停止

- ② ①に従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0から加算されるものとする。



- ③ ある四半期（「支払停止四半期」）において累積ペナルティポイントが10以上加算された場合に、次の四半期（「翌四半期」）における累積ペナルティポイントの加算が5未満であれば、翌四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日に、翌四半期にかかる支払金額、支払停止四半期にかかる委託料の80%に相当する金額を加算して支払う。

翌四半期における累積ペナルティポイントが5以上の場合には、支払停止四半期にかかる委託料は100%の減額がなされたものとし、如何なる場合にも、一切支払われないものとする。

### 3 契約の解除

支払停止四半期の累積ペナルティポイントが10以上の場合で、翌四半期における累積ペナルティポイントが5以上であれば、市は契約を解除できるものとする。

**【巻末第1号様式 現地見学会参加申込書】**

平成 27 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

**現地見学会参加申込書**

鈴鹿市清掃センター（小動物焼却施設を含む）現地見学会への参加について、下記のとおり申し込みます。

会社名			
所在地			
担当者名			
電話			
F A X			
e-mail アドレス			
見学希望日		日 付	時間帯（○をつけて下さい）
見学を希望される日、時間帯を記入して下さい。  時間帯は、午前・午後の両方を選択することも可能です。	第1希望日	平成 年 月 日	1. 午前（9～正午） 2. 午後（1～4時）
	第2希望日	平成 年 月 日	1. 午前（9～正午） 2. 午後（1～4時）
	第3希望日	平成 年 月 日	1. 午前（9～正午） 2. 午後（1～4時）
希望人数	名（最大6名まで）		

※1:最も早い希望日の前日午後3時(土曜日,日曜日,休日は含まない。)までに,開発整備課宛に,電子メールにより提出してください。

※2:申込書提出後,開発整備課まで電話にて必ず着信の確認を行って下さい。

※3:現地見学会は1者毎に実施します。現地見学会参加希望者に対する現地見学会実施日の回答は,市より本様式記載の担当者宛に行います。

**【巻末第2号様式 閲覧用参考資料閲覧申込書】**

平成 27 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

**閲覧用参考資料閲覧申込書**

鈴鹿市清掃センター改修対策事業参考資料の閲覧について、事業参考資料の閲覧について、下記のとおり申し込みます。

会社名			
所在地			
担当者名			
電話			
F A X			
e-mail アドレス			
閲覧希望日		日 付	時間帯 (○をつけて下さい)
閲覧を希望される日、時間帯を記入して下さい。  時間帯は、午前・午後の両方を選択することも可能です。	第1希望日	平成 年 月 日	1. 午前 (9～正午) 2. 午後 (1～4時)
	第2希望日	平成 年 月 日	1. 午前 (9～正午) 2. 午後 (1～4時)
	第3希望日	平成 年 月 日	1. 午前 (9～正午) 2. 午後 (1～4時)
希望人数	名 (最大6名まで)		

※1:最も早い希望日の前日(土曜日,日曜日,休日は含まない。)午後3時までに、開発整備課宛に電子メールにより提出してください。

※2:申込書提出後、開発整備課まで電話にて必ず着信の確認を行って下さい。

※3:閲覧用参考資料閲覧希望者に対する閲覧日の回答は、市より本様式記載の担当者宛に行います。

## 【巻末第3号様式 誓約書】

平成27年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

### 誓約書

鈴鹿市清掃センター（以下「本施設」という。）に関し、御市が企図する鈴鹿市清掃センター改修対策事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定のための入札（以下「本入札」という。）に参加するにあたり、当社は、本入札にあたり御市から開示される図面、文書その他一切の書類、データその他の情報の一切（以下「本施設情報」という。）並びに本施設情報に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）に関し、次の各条の定めるところに従うことを誓約し、その証として本誓約書を差し入れます。

(秘密保持)

- 第1条 当社は、御市の事前の書面の同意なしに、本施設情報を第三者に開示せず、本入札、本事業その他本施設に関して自ら利用し又は第三者（開示について御市の事前の書面の同意を得た第三者に限ります。）をして利用させる目的以外の目的で利用しません。
- 2 当社は、御市の事前の書面の同意なしに、本入札、本事業その他本施設に関して自ら利用し又は第三者（開示について御市の事前の書面の同意を得た第三者に限ります。）をして利用させる目的以外の目的で本施設情報の全部又は一部を複製しません。
- 3 当社は、本入札に参加しないことを決定した場合、本入札を落札できなかった場合又は御市の請求があった場合、本施設情報及びその複製物の一切を返還し、又は御市の指示に従って破棄します。

(施設視察)

- 第2条 御市が、本入札において実施する本施設の視察に参加するにあたり、本施設内において、御市及び御市が指定する第三者の本施設内の安全管理を目的とした指示及び安全管理基準に従います。
- 2 前項の定めるところに従ったことに起因して、当社に何らかの損害、損失、費用等が生じたとしても、御市又は御市が指定する第三者に損害賠償、損失補償その他如何なる責任追及もいたしません。ただし、御市又は御市が指定する第三者に故意又は重大な過失がある場合には、このかぎりではなく、かかる責任追及について事前に協議を申し入れることがありますので、誠実にご対応ください。

(特定部品等調達の検討)

第3条 当社は、本入札において御市がリスト化して特定した物品等（以下「特定部品等」という。）について、本入札に入札するあたり、御市が指定する業者から調達するか又はこれを使用する業務等の実施については御市が指定する業者に下請負させることを視野に入れて検討します。

(検討の通知)

第4条 当社は、前条の検討において、(i)特定部品等が次のいずれかに該当する場合その他特定部品等と代替可能な部品、施工方法等がある場合（当社が特許権等を有する部品その他の材料又は本事業の実施のための施工方法等により代替可能であると認める場合を含むが、それに限られない。）、(ii)特定部品等が自己又は第三者の特許権等を侵害するおそれがあるものと認識した場合、(iii)その他本事業における特定部品等の使用上の懸念その他御市に通知すべきと認めた事由がある場合には、その旨速やかに御市に書面で通知します。

- ① 御市が指定する業者からの調達が不可欠でない部品
- ② 本施設独自の製品でないか又は御市が指定する業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高いとはいえない部品

(協議)

第5条 本誓約書に定める当社の誓約に違反があるか又はそのおそれがある場合として、これを確認するべく御市から請求がある場合には、当社は、御市からの質疑に応じ、合理的に要請される資料の提供その他必要な協力を行うとともに、御市との協議に誠実に応じます。

(管轄裁判所)

第6条 本誓約書に関する訴訟その他の紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を御市の事務所の所在地を管轄する地方裁判所とすることに同意します。

以 上

住所

商号又は名称

代表者氏名

印